

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

令和四年埼玉県告示第百六十一号（令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和四年九月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第二号イ(2)中「埼玉県坂戸市けやき台一番一号」を「埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五」に、「城西大学（坂戸キャンパス）」を「大宮ソニックシティ」に改め、同号イ(2)三及び四を削る。